

入院のご案内

あなたとの出会いを大切に、私たちスタッフは、
心の健康をサポートします



【茨城県立こころの医療センター】

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

電話：0296-77-1151（代表）

入院中は、院内の規則を守るとともに、病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

【基本理念・基本方針】

◆基本理念

県民のこころの健康を守るために、専門的な精神科医療の提供を、地域社会と連携し誠実に行います。

◆基本方針

- 1 いつでも誰でも安心して受診できる病院を目指します。
不安や悩みをお持ちの方が、必要な時にいつでも受診や相談ができ、質の高い医療を受けられる病院を目指します。
- 2 信頼できる病院を目指します。
精神保健福祉法に則り、患者さんの権利を尊重し、説明と同意のもとに、安心して治療を受けられる病院を作ります。
- 3 高度で専門的な精神科医療を提供できる病院を目指します。
精神科のプロフェッショナルとして診療し、茨城県の精神科医療の向上に努めます。
- 4 地域と連携し患者さんが安心して地域で暮らせるよう支援します。
地域社会と連携し、患者さんの生活や社会参加を支援します。
- 5 効率的な病院の運営と健全経営を目指します。
合理的、効率的な病院運営により、健全な病院経営に努めます。

1 入院手続き及び必要書類等

入院手続きは、1階「総合受付」にある「入退院」窓口で行います。

なお、当院への入院は、「精神保健福祉法」或いは「医療観察法」による入院となりますので、それぞれの法律に定める必要書類をご提出いただくほか、所定の手続きをお願いすることになります。詳しくは、窓口で説明させていただきます。

(1) 提出書類（当院所定の様式）

- ☐ 入院申込書
- ☐ 入院誓約書
- ☐ 任意入院同意書又は医療保護入院同意書

(2) 必要書類等

- ☐ マイナンバーカード（又は健康保険証、後期高齢者医療被保険者証）
- ☐ 公費受給者証（マル福（医療福祉費受給者証）などをお持ちの方のみ）
- ☐ 高額療養費限度額適用認定証（お持ちの方のみ）
- ☐ 印鑑
- ☐ 診察券

2 入院の際に必要な身の回り品・持ち込めないもの

(1) 必要な身の回り品

入院の際に必要な身の回り品は、概ね以下のとおりです。なお、詳しくは入院予定先の病棟看護師にお尋ね下さい。

- ☐ 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、洗顔用品、洗面器等）
- ☐ 入浴用具（シャンプー、リンス、ボディソープ、垢すりタオル等）
- ☐ タオル類（フェイスタオル、バスタオル、ハンドタオル）
- ☐ コップ（プラスチック製のもの）
- ☐ 普段着、靴下
- ☐ 下着
- ☐ 靴（紐のない履きやすいもの。サンダルやスリッパ、クロックス等は不可）
- ☐ 電気カミソリ、生理用品
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ 紙おむつ、紙パンツ（必要な方のみ）
- ☐ 眼鏡、コンタクトレンズ（使用しているもの）

【注意事項】

※ 所持品には、紛失防止のため油性マジックでお名前をお願いいたします。

なお、所持品の紛失・破損等につきましては、一切責任を負いかねますので、保管には十分ご注意下さい。

※ 病室等の保管スペースが限られているため、余分な衣類等は持ち帰るようご協力をお願いしております。普段着・下着類やタオル等の必要枚数や、身の回り品の持込みに関する詳細については、病棟看護師にご確認下さい。

(2) 持ち込めないもの

当院では、患者さんご本人並びに他の入院患者さんの安全及び快適な療養環境を確保するため、病棟内に持ち込める物品を制限しております。

入院時、外泊・外出から帰院時、院内プログラムからの帰棟時及び面会后等の際には病棟看護師立会いのもと所持品と身に着けているものの確認をさせていただきます。この際、危険と判断したものはお持ち帰り頂くことになりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、持込可能品でも患者さんの病状等によって、持込等が禁止される場合がありますので、詳しくは病棟看護師にご確認下さい。

危険物とみなされるもの

刃物・先端が鋭利なもの・火気類・酒類（アルコールを含む飲食物を含む）など、その他危険と判断されるもの

(3) 貴重品について

当院では、院内・病棟内での紛失等の事故につきましては責任を負いかねますので、貴重品（現金・貴金属・通帳・印鑑等）はなるべくお持ち帰り下さい。

(4) 注意事項

患者間での、連絡先などの個人情報のやり取り、物品や金銭の貸し借りはトラブルの原因となりかねませんので、行わないようご協力願います。

原則、ご家族様以外からの宅配物について、お取次ぎをお断りしております。

3 入院生活について

(1) 日課（※ 病棟によって開始時間等に若干差異があります。）

内容 \ 時間	開始時間等 (1-1 病棟の場合)
起床	6:00 ～
朝食・服薬	7:30 ～
診察・各種プログラム等	9:30 ～
昼食・服薬	11:45 ～
診察・各種プログラム等	13:30 ～
夕食・服薬	18:00 ～
就寝前服薬	20:30 ～
消灯時間	21:00

(2) 入浴について

入浴日時は、病棟によって異なりますが、週2～3回の入浴となっております。詳細は、病棟看護師にご確認下さい。

(3) タバコについて

病院敷地内禁煙となっております。（加熱式・電子たばこ等も含む。）

(4) 院内キャッシュレス IC カードについて

当院では院内キャッシュレス IC カードによる決済方式を導入しています。当院専用の IC カードが、院内の売店、自動販売機、ランドリー、電話等のお支払いにご利用いただけます。

(5) 洗濯について

病棟内に洗濯機等をご用意しております。

ア 洗濯機・乾燥機

料 金：洗濯機（1 回 300 円）・乾燥機（30 分 1 0 0 円）

IC カードによりご利用いただけます。

イ 洗濯業者による回収洗濯（外注）

1 回 5 4 3 円（1 ネット）で洗濯業者へ外注することができます。

料金は、毎月、申込時にご指定の支払い方法（請求書またはお小遣い金）でご精算いただきます。

4 お小遣い金（日用品等購入費）のお預り及び買い物について

（１）お小遣い金のお預り

当院では、患者さん等からのお申込みにより、入院中に患者さんが日用品や嗜好品等を購入するための「お小遣い金」をお預りします。

（お申込・お預り方法）

お小遣い金を預けようとする方は、総合受付（医事課）の「お小遣い窓口」にて、申込書をご提出下さい。

お小遣い金は、患者さんのご使用金額に合わせ、過不足のない金額を、お小遣い窓口に直接持参若しくは現金書留（お小遣い係あて）でご入金下さい。

（２）買い物について

お預かりしたお小遣い金は当院専用 IC カードにチャージします。

当院専用 IC カードで、院内の売店、自動販売機、ランドリー、電話等をご利用いただけます。

なお、万一 IC カードの残金がなくなった場合には、IC カードがご利用できなくなりますので、不足することがないようにご注意下さい。

5 電話・手紙等について

（１）携帯電話について

携帯電話は、1－3 病棟・2－3 解放病棟を除き、原則病棟内へ持ち込めません。

また、使用に当たっては制限等がありますので、病棟看護師にご確認下さい。

（２）電話について

病棟内に IC カードで利用できる公衆電話を設置しております。なお、病状等に応じて、医師の指示により利用を制限する場合があります。

（３）手紙等について

手紙やはがきなどの発信や受信の制限はありません。

ただし、封書に危険物等が同封されていると判断される場合は、職員立会いのもとで患者さんに開封していただき、危険物等を病院でお預かりする場合があります。

（４）ご家族から患者さんへの電話

病棟の構造上、患者さんに直接電話をおつなぎすることはできません。

患者さんに連絡をとりたい場合は、病院の代表電話（0296-77-1151）から、病棟を呼び出していただき、病棟の看護師にご用件をお伝え下さい。

（５）人権を擁護する行政機関への連絡

患者さんは、入院や病院の処遇に納得がいけない場合には、いつでも、人権を擁護する行政機関へ連絡することができます。

なお、各機関の連絡先を病棟内に掲示しております。

6 面会について

(1) 面会時間

面会は、原則として 9:30～16:00 までです。

※ 面会時間外に衣類補充等を行う場合は、病棟看護師にご相談下さい。

(2) 面会の手続き

- ・ 面会の申込み・・・あらかじめ面会可能か病棟看護師にご確認のうえ、ご来院下さい。
- ・ 面会票の記入・・・病棟の面会票を記入し、病棟看護師にお渡し下さい。

(3) 面会の制限

面会は、医師の許可後に可能となります。患者さんの病状等によっては面会できない場合がありますので、必ず病棟の主治医・看護師に事前にご相談下さい。

ただし、人権を擁護する行政機関の職員、代理人である弁護士との電話・面会や、患者さん又は保護者の依頼により代理人になろうとする弁護士との面会は制限されません。

(4) 注意事項

- ・ 治療・検査、プログラム等の実施中の面会にご遠慮下さい。
- ・ お子様の面会は、ご遠慮いただく場合がございます。
- ・ 患者様に私物等（金品を含む）をお渡しする際は、必ず事前に病棟看護師に確認と了承を得たうえでお渡し下さい。

7 外出・外泊について

病状が安定し、主治医の許可があった場合は、外出・外泊が可能となります。

また、ご家族から患者さんの外出・外泊を希望される場合は、あらかじめ病棟看護師にお申し出のうえご相談下さい。

なお、外出・外泊の際は、ご家族様の付き添い・送迎等をお願いいたします。

8 他医療機関を受診される場合について

当院入院中の患者さんが、外出・外泊の際に他の医療機関を受診される場合、当院の入院費や他の医療機関・調剤薬局での費用の計算が変更となります。

このため、入院中に他の医療機関を受診する場合（ご家族が代理でお薬を取りに行く場合も含みます）は、必ず事前に、受診される医療機関の名称・診療科名と電話番号を病棟看護師にご連絡下さい。

（なお、受診後、受診された医療機関の診療明細書を当院会計窓口にご提示下さい。）

9 入院費のお支払いについて

(1) 退院時における入院費のお支払いについて（退院時精算について）

当院では、原則として退院時に入院費のお支払いをお願いしております。退院の際は、退院日までの入院費を会計窓口でお支払い下さい。

なお、急な退院により、入院費用の計算が間に合わなかった場合には、後日改めて追加分をご請求させていただきますので、ご了承下さい。

また、お支払いは、現金のほか、クレジットカードでのお支払いもお受けいたしております。

(2) 入院継続中における入院費のお支払いについて

入院継続中の入院費につきましては、毎月、月末締めにより、翌月中旬までに保護者様等あて納入通知書（請求書）をお送りいたします。

納入期限までに、送付された納入通知書により、常陽銀行本・支店でご入金をお願いいたします。

なお、会計窓口でのご納入も可能ですが、外来患者さんの会計等で混雑することがございますので、出来る限り常陽銀行本・支店にてご納入下さい。

【注意事項】

患者さんの健康保険証、高齢受給者証・マル福・その他の公費受給者証等に変更があった場合は、速やかに会計窓口で新しい保険証をご提示下さい。

10 相談窓口について

当院では、各病棟に担当ケースワーカー（精神保健福祉士等）を配置しております。

また、各部門に相談窓口担当者を配置し、患者さんのご事情・状況に応じて、以下のような各種支援を行っておりますので、ご遠慮なくご相談下さい。

- 1) 入院時の医療福祉制度に関する相談（入院費用のご説明等を含む）
- 2) 各種医療福祉サービスに関する相談
- 3) 退院後に関する相談（主治医との連携のもと行います）
- 4) その他入院生活に関する相談等
- 5) 薬の副作用や栄養管理、各種検査等に関する相談

11 その他注意事項

- ・ 病棟内の備品等を故意に破損した場合は、修理代を負担して頂くことがあります。
- ・ 私物等の破損その他に関しては責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ・ 連絡先が変更となった場合は、必ず病棟及び会計窓口へお知らせ下さい。

◎ 病棟の概要

病棟	病床数	主な対象患者さん	閉鎖・開放処遇	
1－1	40	救急・急性期	閉鎖	「閉鎖」は、日中、病棟等の出入口が施錠されており、「開放」は、開錠された状態となっております。
1－2	45	身体合併症・総合	閉鎖	
1－3	36	児童・思春期	閉鎖	
2－1	34	急性期・総合	閉鎖	
2－2	43	救急・急性期	閉鎖	
2－3	60	社会復帰期（回復期）	開放 閉鎖	
計	258			

【1－1病棟】

救急・急性期の患者さんの医療を行う病棟です。

県内の精神科救急医療体制において基幹的役割を果たしており、患者さんの早期退院に向けた治療・看護を行います。

【1－2病棟】

内科疾患の合併症のある患者さんを中心とした医療を行う病棟です。

重症の内科疾患の場合は、県立中央病院等と連携して、治療・看護にあたります。

また、ADL（日常生活能力）の低下をきたさないよう、病状の回復に伴い、OT（作業療法）による日常生活訓練を行います。

【1－3病棟】

小学生から18歳までの、児童・思春期の患者さんの医療を行う病棟です。

入院患者さんの病名は多様ですが、児童・思春期精神科医療の特殊性を常に考慮し、学校や地域関連施設との連携を保ちながら、患者さん及びご家族の立場に立った治療・看護を提供しています。

【2－1病棟】

急性期の患者さんや、救急病棟の後方支援として急性期にある患者さんの医療を行うとともに、特別室での検査入院などを行う病棟です。

【2－2病棟】

救急・急性期の患者さんの医療を行う病棟です。

早期の社会復帰を目標とした、SST（生活技能訓練）やOT（作業療法）、服薬指導、栄養指導などの各種プログラムのほか、社会復帰にあたっての個別的な問題の解決・調整などを行います。

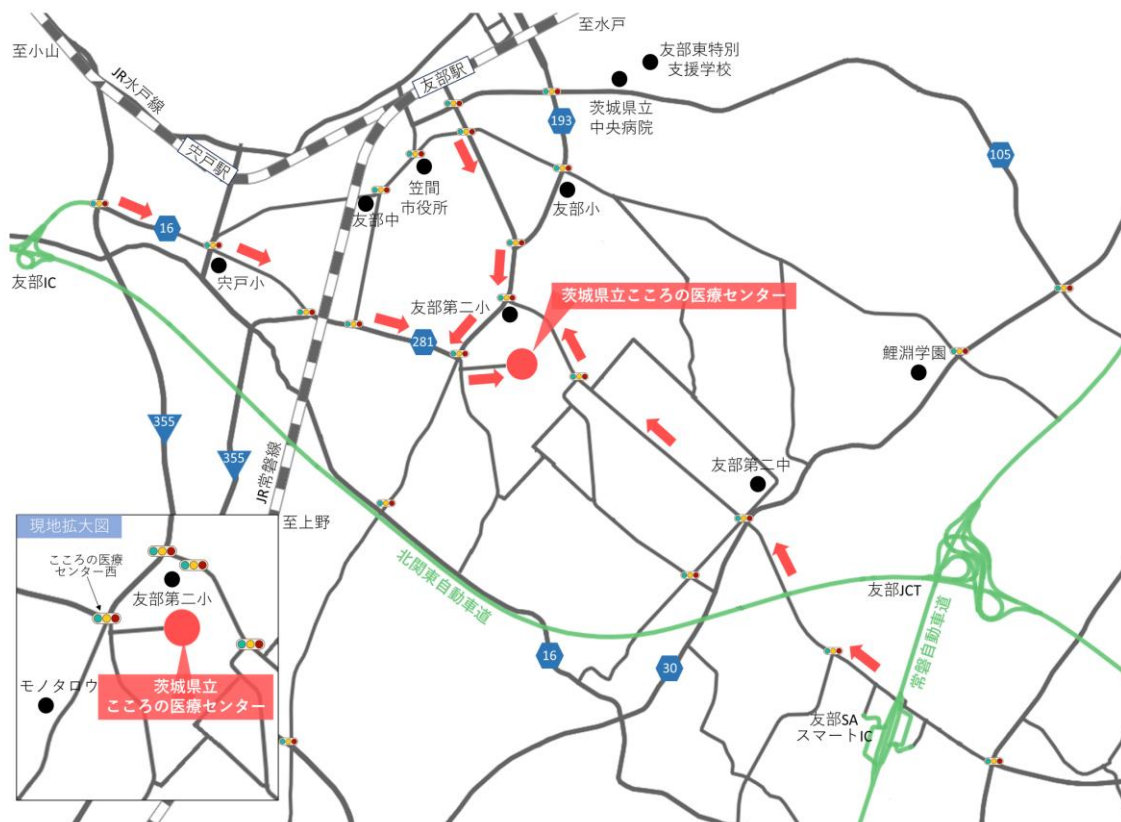
【2－3病棟】

急性期を過ぎた患者さんの医療を行う病棟です。

解放と閉鎖の処遇エリアがあり、社会復帰を目指した治療を行います。個々の患者さんの状況に応じ、福祉や介護サービスの利用、地域連携による支援体制を構築し、地域での生活に向けた支援を行います。

※ 患者さんと職員の安全を確保するために、プライバシーに十分配慮したうえで各病棟に見守りカメラを設置しております。

Access Map



交通のご案内

◎JR友部駅よりバス（茨城交通）をご利用の場合
「モノタロウ行き（こころの医療センター）」
（直行）

又は「水戸駅行き」「循環」に乗り
友部第二小学校前 下車

◎自動車ご利用の場合

- ・JR友部駅より約7分
- ・常磐自動車道水戸ICより約20分
- ・常磐自動車道岩間ICより約20分
- ・常磐自動車道友部SAスマートIC（ETC専用）より約15分
- ・北関東自動車道友部ICより約10分



予約
申込

当院の外来診療は予約制です。

■外来予約センター

TEL. 0296-77-1159

■児童・思春期予約センター

オンライン申込

月曜日から金曜日まで
（祝祭日・12月29日から1月3日までは除く。）



茨城県立こころの医療センター

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654
電話:0296-77-1151（代表）

茨城県立こころの医療センター

検索

